

## 令和4年度宮城の日本酒欧州市場進出促進プロモーション業務委託に係る企画提案募集要領

本要領は、宮城の日本酒欧州市場進出促進プロモーション業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 第1 募集事項

#### 1 案件名

令和4年度宮城の日本酒欧州市場進出促進プロモーション業務

#### 2 事業目的及び業務内容

別紙「令和4年度宮城の日本酒欧州市場進出促進プロモーション業務仕様書」のとおり

#### 3 契約期間

契約締結の日から令和5年3月17日まで

#### 4 事業費（委託上限額）

金7,976,925円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この金額は契約金額の上限を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

### 第2 応募資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする

- 1 宮城県内に事業所を有する法人であること。
- 2 地方税及び消費税並びに地方消費税を滞納していない者であること。
- 3 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- 5 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者（同法に基づく再生計画認可の決定を受けた者を除く。）であること。
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされていない者（同法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- 7 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされていない者（同胞に基づく破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- 8 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している者でないこと。
- 9 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
- 10 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- 11 上記1から10を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が2から10を満たさなければならないほか、企画提案書に当該複数事業者の名称及び委託内容、目的、理由等を詳細に記述すること。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（本県との関係性においては再委託に該当。）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

### 第3 スケジュール

|   |                      |                 |
|---|----------------------|-----------------|
| 1 | 企画提案募集開始             | 令和4年5月13日(金)    |
| 2 | 企画提案書作成等に関する質問受付期限   | 令和4年5月27日(金) 正午 |
| 3 | 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和4年6月1日(水)     |
| 4 | 企画提案書提出期限            | 令和4年6月3日(金) 正午  |
| 5 | 企画提案書のプレゼンテーション選定    | 令和4年6月10日(金) 予定 |
| 6 | 企画提案の選考結果の通知・公表      | 令和4年6月中旬予定      |
| 7 | 契約締結及び業務開始           | 令和4年6月下旬予定      |

### 第4 応募手続

#### 1 企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に関する質問以下のとおり受け付ける。ただし、事業計画の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

##### (1) 受付期限

令和4年5月27日(金) 正午まで(必着)

##### (2) 受付方法

イ 件名に【欧州日本酒事業質問事項】と記載し、様式第1号により電子メールで下記アドレスに提出すること。

宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室 (s-yushutsu@pref.miyagi.lg.jp)

ロ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない

ハ 回答は、質問者の名を伏せた上で下記ホームページに掲載する。なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/sakepromotion.html>

#### 2 企画提案書の提出

##### (1) 提出期限

令和4年6月3日(金) 正午まで(必着)

##### (2) 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、土日祝祭日を除き午前9時から午後5時までとする。(ただし、最終日は正午必着)

##### (3) 提出先

宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第二班  
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号(県庁舎14階)

##### (4) 提出物

|   |                                   |     |
|---|-----------------------------------|-----|
| イ | 参加申込書(様式第2号)                      | 1部  |
| ロ | 応募資格に係る宣誓書(様式第3号)                 | 1部  |
| ハ | 企画提案書(任意様式)                       | 10部 |
| ニ | 事業経費見積書(様式第4号)                    | 10部 |
| ホ | 業務工程表(様式第6号)                      | 10部 |
| ヘ | 定款の写し                             | 1部  |
| ト | 直近3年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書の写し)        | 1部  |
| チ | 同種・類似業務の実績(任意様式)                  | 1部  |
|   | 過去2年以内に国や自治体、企業から受注した代表的な業務がわかる資料 |     |
| リ | 上記ハからホまでの電子データ(CD-R)              | 1式  |

- 3 提出書類の作成及び記載上の留意事項
  - (1) 企画提案数は、1応募者につき1提案とする。
  - (2) 書類はA4版両面印刷で作成すること。
  - (3) 経費見積書には、積算項目の内訳（数量、単位、単価等）を明確に記載し、本業務の実施に必要となる全ての経費（消費税等を含む）を計上すること。
  - (4) 提出された提案書等の差替え、変更及び取消しは認めない。
  - (5) 企画提案書の提出を取下げの場合は、速やかに取下書（様式第5号）を提出すること。  
なお、取下書の提出があった場合、企画提案書等の再提出は認めない。

## 第5 評価・選定方法

### 1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。ただし、各選定委員の評価点の平均が満点の6割に満たない企画提案者は業務委託候補者として選定しない。また、応募者が5者以上の場合は、予め企画提案書等の事前審査を実施し、その上位5者によるプレゼンテーションの審査を行うものとする。

### 2 プレゼンテーション審査

#### (1) プレゼンテーション実施日

令和4年6月10日（金）予定 ※決定後に別途連絡

#### (2) 実施場所

オンラインで実施予定

#### (3) 審査方法

イ 1応募者あたりの持ち時間は25分以内（説明15分以内、質疑応答10分以内）とし県が指示した時間から順次、個別に行う。

ロ 事前に提出された書類に基づいて行う。追加資料の配付は認めない。

## 第6 評価基準・配点

審査項目及び審査の視点は、別紙「宮城の日本酒欧州市場進出促進プロモーション業務 審査項目及び評価の視点」のとおりとする。

## 第7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合
- (2) 本募集要領及び仕様書に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 県から説明を求めたにも関わらず応じない場合
- (5) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

## 第8 提案者が1者又は提案者がいない場合の取扱い

### 1 提案者が1者の場合

選定委員会の委員全員による評価を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を受託予定者として決定する。

### 2 応募者がいない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

## 第9 選定の通知方法等

選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知するとともに、企画提案者の名称や評価点等を公表する。ただし、公表に当たっては、選定された受託予定者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。

なお、審査・選定結果に関する質問には回答しない。

## 第10 契約の締結

本企画提案に係る契約については、県と受託予定者とで行う。

### 1 委託内容

仕様書及び企画提案された内容を踏まえ、県と受託予定者とで協議の上決定することとする。

### 2 委託金額

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、受託予定者から見積書を徴収し、委託上限額の範囲内において契約を締結する。

### 3 委託金の支払条件

委託金の支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

## 第11 その他必要な事項

1 提出された企画提案書は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

2 この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

3 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとするほか、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

4 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

## 第12 問い合わせ先及び書類提出先

宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第二班（担当：渡邊）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県庁舎14階）

電話 022（211）2346

別紙

宮城の日本酒欧州市場進出促進プロモーション業務 審査項目及び評価の視点

| 審査項目 |                   | 評価の視点  | 配点 |     |
|------|-------------------|--|----|-----|
| 項目   | 内容                |  | 個別 | 計   |
| 業務内容 | 目的との適合性           | 「MIYAGI STYLES」のコンセプトを活用し、現地のニーズや嗜好性を考慮した内容となっているか。    | 5  | 20  |
|      |                   | 現地ソムリエや輸出事業者等と連携し、宮城県産日本酒の魅力を高めるための調査・分析方法が効果的かつ具体的か。  | 15 |     |
|      | プロモーション<br>媒体制作   | 現地ソムリエや輸出事業者等を対象に、宮城県産日本酒に対する関心と理解力を高め造詣を深める内容となっているか。 | 10 | 35  |
|      | オンライン<br>セミナー     | 現地ソムリエや輸出事業者等を対象に、宮城県産日本酒に対する関心と理解力を高め造詣を深める内容となっているか。 | 10 |     |
|      | テイスティング<br>商談会    | 商談成立目標を達成するために、輸出事業者等が宮城県産日本酒の販路促進を図る内容となっているか         | 10 |     |
|      | 現地 EC サイト<br>との連携 | SNS 等を活用し、EC 販売サイトへの集客が図られる内容となっているか。                  | 5  |     |
| 業務効果 | 海外市場開拓            | 日本酒の欧州市場での認知度向上や宮城県産日本酒に対する関心と理解力を高め、定着が見込まれる取組であるか。   | 10 | 35  |
|      |                   | 現地輸出事業者向けの商流が構築され、実際に販路開拓に繋がる内容となっているか。                | 15 |     |
|      | 効果の継続性            | 事業終了後も継続した輸出が見込まれる内容となっているか。                           | 10 |     |
| 実行力  | 業務遂行能力            | 業務工程や実施体制、過去の実績等から企画提案どおりの業務遂行が見込まれるか                  | 5  | 10  |
|      | 経費の妥当性            | 経費見積額は、積算根拠が妥当であり、業務内容と整合が取れているか                       | 5  |     |
|      |                   |  |    | 100 |